

被 処 分 者	商号又は名称	合資会社 アイ・アール
	代表者	土岐山 雪絵
	免許番号	山口県知事(4)第2992号
	主たる事務所の所在地	山口県宇部市笹山町一丁目3番8号
処分の内容		指示
処分年月日		平成29年2月28日
処分の根拠条項		宅地建物取引業法第65条第1項
<p>処分の理由</p> <p>被処分者は、平成28年4月17日に契約を行った建物の貸借の代理業務において、借主から報酬として賃借料の1月分の1.08倍に相当する金額を受領する一方で、代理の依頼者から広告料の名目で賃借料の1月分を受領していた。</p> <p>当該広告料は、代理の依頼者からの特別な依頼によるものとは認められず、実質的には報酬に相当するものであり、借主及び代理の依頼者から受けた報酬額の合計は法定の上限額を超えるものである。</p> <p>このことは、宅地建物取引業法第46条第2項の規定に違反する。</p>		